





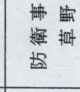


# 137号建物空調機部品取替

件名 137号建物空調機部品取替

図面名称 表紙

縮尺	図面番号	1/3	作成年月日	令和3年	4月	7日	作成者
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	施設管理	企画	作成者	防衛事務官 草野純平
							

陸上自衛隊 大村駐屯地業務隊 管理科

# 仕 様 書

(5) 本工事に係る機器諸元及び取替部品等については、下表による。  
ア 機器諸元

機器名称	製造者	型式	冷媒
水冷チラーユニット	ダイキン工業	UWJ3350B6R	R22

## イ 取替部品一覧

取替補修品目	部品番号	数量	備考
スクリーン圧縮機	0844813	2 個	
クランクケースヒーター	0711216	2 個	
標準フランジ継手用パッキン	0132370	4 個	
標準フランジ継手用パッキン	0132363	8 個	
電磁開閉器	2293668	2 個	
電磁接触器	017176J	2 個	
電磁接触器	619474J	2 個	
タツチアツプ塗料	1705618	2 缶	
冷凍機油	SUNISO4GSD	2 組	
膨張弁	0990754	2 個	
圧力計 (高圧)	1103313	2 個	
圧力計 (油圧計)	1103267	2 個	
温度スイッチ (吐出管用)	091657J	2 個	
電磁継電器	0010867	1 個	
電子タイマー	1697584	3 個	
電子タイマー	1697609	2 個	
電子タイマー	1697616	2 個	
パワーリレー	095158J	4 個	
4 ステップ電子サーモ	0688518	1 個	
電磁継電器	0010874	3 個	
電磁継電器	610784	3 個	
プリント基板組立品	2058430	1 個	
水用サーミスタ	070407J	1 個	
冷媒回収・破壊処理	R-22	1 式	
冷媒充填	R-22	1 式	

1 件 名 1 3 7 号建物空調機部品取替

2 工事場所 長崎県大村市西乾馬場町 4 1 6

3 実施内容 本工事は、大村駐屯地 1 3 7 号建物空調機 (水冷チラーユニット) の圧縮機及びその他附属品の取替、試運転調整。

4 一般共通事項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊大村駐屯地で実施される「1 3 7 号建物空調機部品取替」に摘要する。
- (2) 本工事は、本仕様書・図面によるほか、機器メーカー取扱説明書により実施するものとする。
- (3) 本工事は、本仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施する。
- (5) 本工事以外の施設等に、損傷を与えないよう十分に注意して作業するものとする。万一損傷を与えた場合は、監督官の指示に従い請負者の負担において現状復旧するものとする。
- (6) 本仕様書に記載されていない軽微な作業で、本工事遂行に際し、必要とされる事項が生じた場合は、契約金額の範囲内でその都度、監督官と協議のうえ実施するものとする。
- (7) 写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況を撮影し、写真帳 (A 4) に整理して提出する。
- (8) 工事場所及び指定された場所以外の無断立ち入り及び写真撮影は禁止する。
- (9) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるとともに、現場においては常に整理整頓を行い、安全管理を徹底するものとし、万一事故が発生しても官側は一切責任を負わないものとする。
- (10) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品を使用するものとし、監督官の検査を受け合格した物を使用する。
- (11) 本工事により発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所へ集積する。その他の発生材は、請負業者の負担において駐屯地外へ搬出し、適正に処分して産業廃棄物管理票の写しを提出するものとする。また、本工事において発生した回収フロンガスは、関係法令等に基づき処分し、破壊処理証明書を監督官に提出するものとする。
- (12) 請負者または現場代理人は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を作成して監督官に提出する。
- (13) 本工事の施工に当たり、請負者が下請業者を選任する場合は、監督官の指示する様式にて施工体制台帳を提出するものとする。

5 特記事項

- (1) 監督官立会のもと、取替後の運転調整を実施し、その点検結果報告書を監督官へ 1 部提出するものとする。
- (2) 取替部品は製造者指定品又は同等品以上を使用するものとする。
- (3) 取替に必要な消耗品等は、請負業者側の負担によるものとする。
- (4) 官側の電気は使用しないものとし、発電機を使用すること。  
また、水道を使用する場合はメーターを設置し、使用した料金を徴収するものとする。

件 名 1 3 7 号建物空調機部品取替

図面名称 仕様書

縮 尺 図示 図面番号 2 / 3 作成年月日 令和 3 年 4 月 7 日

陸上自衛隊 大村駐屯地業務隊 管理科

